

「知の拠点あいち重点研究プロジェクトV期」 研究テーマ公募要領

1 目的

「あいち科学技術・知的財産アクションプラン 2025」(2021年3月策定)に基づき、愛知県(以下、「県」という。)の地域産業が抱える技術的課題の解決を図るため、知の拠点あいち(愛知県豊田市)を中核として、産学行政が連携して取り組む研究テーマを公募・選定します。

研究テーマは、県発の革新的イノベーションによる県の産業発展、脱炭素社会の実現に貢献できるものとします。これに加え、市場の(大型)投資に関与する、または影響力を与えることや、日本あるいは世界レベルで、今後あるべき産業、技術、社会の実現にも貢献できることが期待されます。

【!】提案にあたって特に御注意いただきたいこと

- 本公募は、2025年2月定例県議会における予算の成立を前提に行うもので、2025年度予算の状況により、実施の有無、規模及び日程等が変更となる場合があります。
- 本公募に係る提出書類については、電子ファイル化(zip形式に圧縮【20MB以下】・押印は不要)し、「あいち電子申請・届出システム」を利用してご提出ください。
持参、郵送、FAX及び電子メールでは受け付けませんので御注意ください。

2 研究提案公募に当たって

(1) 提案者に求める人物像

多くの取組を同時進行させながら、個々の取組間の相互連携を効率的かつ効果的に行い、課題全体として突き抜ける結果を出すことを目指します。

本課題を成功させるには、本課題に関わる全ての方々が同じビジョンを描きながらそれぞれの研究開発に取り組む、強い共創関係を築くことが不可欠です。このため、**本課題の公募に提案される方には、以下の項目すべてに当てはまる意識を持って参画されることを期待します。**

- ・戦略及び計画に掲げる将来像とミッションに共感し、その実現に向けて、高い志を持ってやりきる覚悟がある。
- ・圧倒的な当事者意識を持ち、自らが関わっている現場を変えることで理想的な在り方を模索し、理想を現実に変えたい。
- ・個々の研究開発に専念するだけではなく、高い視座と広い視野を持って、本課題の関係者と協力し合い、より高い成果を出すことにチャレンジする。
- ・産学行政連携体制が構築され、マッチングファンドなどの民間企業等の積極的な貢献が得られ、研究開発の成果を参画企業が実用化・事業化につなげる仕組みを有している。
- ・技術だけでなく、事業、制度、社会的受容性、人材に必要な視点から社会実装に向けた戦略を有している。

(2) 産業界からの貢献

重点研究プロジェクトにおける課題を推進するにあたり、県及び外部委託機関は、社会実装に向けて産業界と協調・連携して研究開発に取り組むため、民間企業からの人的・物的貢献を求めることとします。各課題における個々の研究テーマについて、主として民間企業において社会実装を目指すもので、研究開発フェーズが高いもの等については、県（重点研究プロジェクト予算）及び当該研究テーマを実施する民間企業等が費用を半分ずつ支出するマッチングファンド方式を活用することとします。なお、この考え方は、SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）第3期（内閣府）におけるマッチングファンドを参考にしております。

○SIP 第3期におけるマッチングファンドの考え方について（令和4年12月23日 ガバニングボード）

https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_matchingfund.pdf

(3) オープンアクセスおよびデータマネジメントについて

本事業に参加する研究者には、機関リポジトリ*やオープンアクセスを前提とした出版物等を通じ、原則として研究成果を公開していただきます。また、成果として生じる研究データの保存・管理・公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて提出していただき、本プランに基づいて研究データの保存・管理・公開を実施していただきます。

※大学や研究開発機関がその所属研究者の知的生産物を電子的形態で集積し、保存・公開するために設置する電子アーカイブシステム。

3 「重点研究プロジェクトV期」の概要

(1) 事業概要

県の地域産業が抱える技術的課題の解決を図るため、大学・研究開発機関等（以下、「大学等」という。）の研究シーズを活用し、新技術の開発・実用化や新産業の創出を促進することを目的に、産学行政が連携して研究開発に取り組めます。研究テーマは、県発の革新的イノベーションによる県の産業発展、脱炭素社会の実現に貢献できるものとします。

(2) 研究対象分野

重点研究プロジェクト I～IV期の取組を踏まえ、更なる多様な機関の参画、柔軟な研究枠の設定などの仕組み、DX 関連技術の活用、産業分野の最適組合せにより、愛知の産業のグローバルな競争力強化と GX、SDGs へ貢献する目的で4つの分野(①マニュファクチャリング、②ヘルスケア、③アグリ・フィッシュ、④カーボンニュートラル)を定めます。

① マニュファクチャリング

【県産業の基盤となる先進加工、制御技術、次世代モビリティ向けの革新材料等技術 等】

(想定される研究対象分野のキーワード)
次世代自動車、航空宇宙、ロボット、高効率・低コスト加工、複合素材、デジタルツイン、異種材料接合、デジタルプロダクトパスポート(DPP)、自動運転 など

② ヘルスケア

【医療関係者・患者をサポートする医療・介護福祉技術 等】

(想定される研究対象分野のキーワード)
介護用デバイス、AI 医療機器、フレイル対策、高齢者見守システム、感染症対策 など

③ アグリ・フィッシュ

【農作物の生産や漁業の収量拡大をめざすスマート技術 等】

(想定される研究対象分野のキーワード)
バイオテクノロジー、発酵技術、気象・海象予測、作業軽労化・生産性向上技術、植物工場、養殖技術 など

④ カーボンニュートラル

【革新的材料・水素等を活用して脱炭素社会を実現する技術 等】

(想定される研究対象分野のキーワード)
次世代バッテリー、水素・アンモニア、メタネーション、ハイスループット材料合成、CO2 吸収・除去技術、洋上風力、海中送電 など

(3) 研究テーマ及びチーム構成

研究対象分野ごとに、研究テーマを採択します。

研究テーマごとに1つの研究チーム（企業、大学等を構成機関とした産学行政連携の共同研究チーム。なお、構成機関の定義は16ページを御参照ください。）を設置します。

(4) 研究スキーム（応募枠）、実施期間

応募枠を表1のとおり3種類設けます。V期全体の実施期間は、表1のとおりです。

また、契約は年度ごとに更新します。なお、予算の都合によりやむを得ない事情が生じた場合や研究評価等により、実施期間途中で研究計画・予算の見直しや研究の中止をすることがあります。

表1 応募枠

| 項目\枠 | ア 挑戦枠 | イ 実用枠 | ウ 国際枠 |
|------|--|---|---|
| 実施期間 | 2年(2025～2026年度) | 4年(2025～2028年度) | 予備研究1年(2025年度) 本格研究3年(2026～2028年度) |
| 研究費 | 3,000万円/年 以内 | 1億円/年 以内 | 予備研究500万円/年以内 本格研究2,500万円/年 以内 |
| 採択件数 | 12件程度 | 4件程度 | 予備研究10件程度 本格研究2件程度 |
| 目標 | 技術確立の目途以上 (TRL ^{※1} 5相当以上) | 製品化(県内での製品化・ 実装) (TRL7相当以上) | 技術確立の目途以上 (TRL5相当以上) |
| その他 | 終了時(2026年度末) にステージゲート ^{※2} を 設定 | 中間評価時(2026年度末)に ステージゲート ^{※2} を設定。 | 予備研究終了時(2025年 度末)に審査委員会、本格 研究の中間(2027年10月 頃)にステージゲート ^{※3} を設定。 |

※1 Technology readiness levels (技術成熟度レベル)、TRL5: 応用研究・開発(想定使用環境下での技術実証)、TRL7: 実証(トップユーザーテスト)

※2 挑戦枠の内、終了時に高評価かつ継続研究可能な場合、追加で2年間の継続あり。実用枠においても、中間評価時に評価によっては研究費の増減又は中止の可能性あり。

※3 国際枠は1年間の予備研究後、審査を経て本格研究として2件程度に絞り込む。予備研究は海外大学と国内大学教授等(研究室)及び県内企業による研究プロジェクトの組成準備計画書が必要。2026～2028年度への移行前提として海外大学、国内大学、県内企業三者で共同研究契約等の締結が予定されていることが必要。計画書は経済安全保障の観点から問題ない内容であること。

(注 1) 応募に際しては、同一テーマ(研究内容)、あるいは同一研究リーダーが応募枠をまたいで複数提案することはできない。審査は応募分野単位で行われ、応募した枠以外で採択されることはない。

(注 2) 挑戦枠、実用枠も海外大学・研究開発機関の参画も可。その場合でも国内大学の参画は必須。

表 2 NASAにおけるTRLの定義

| | |
|-------|---|
| TRL 9 | Actual system “flight proven” through successful mission operations |
| TRL 8 | Actual system completed and “flight qualified” through test and demonstration (ground or space) |
| TRL 7 | System prototype demonstration in a space environment |
| TRL 6 | System/subsystem model or prototype demonstration in a relevant environment (ground or space) |
| TRL 5 | Component and/or breadboard validation in relevant environment |
| TRL 4 | Component and/or breadboard validation in laboratory environment |
| TRL 3 | Analytical and experimental critical function and/or characteristic proof-of-concept |
| TRL 2 | Technology concept and/or application formulated |
| TRL 1 | Basic principles observed and reported |

(出典) NASAのHPより抜粋

https://www.nasa.gov/directorates/heo/scan/engineering/technology/txt_accordion1.html

表 3 NASAのTRLの仮訳・解説

| TRLレベル | 研究フェーズ | 内容 |
|--------|---------|----------------|
| TRL 9 | 事業化 | 大量生産 |
| TRL 8 | | システムの完成及び検証 |
| TRL 7 | 実証 | トップユーザーテスト |
| TRL 6 | | 実証・デモンストレーション |
| TRL 5 | 応用研究・開発 | 想定使用環境下での技術実証 |
| TRL 4 | | 研究室レベルでの技術実証 |
| TRL 3 | | 技術コンセプトの実験的な証明 |
| TRL 2 | 基礎研究 | 原理・現象の定式化 |
| TRL 1 | | 基本原理・現象の解明 |

(出典) JST 研究開発戦略センター 海外調査報告書「主要国における橋渡し研究基盤整備の支援」

<https://www.jst.go.jp/crds/report/report10/CRDS-FY2015-OR-03.html>

表4 スキームのイメージ

ア 挑戦枠

【研究評価(ステージゲート)】

- ① 研究終了(その場合、新規研究を新たに公募・採択)
- ② 製造化フェーズと判断(フォローアップに移行)
- ③ 高評価かつ継続研究可能と判断(研究を継続)

| 枠\年度 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 |
|---------|--|------|---|------|
| 挑戦枠 | 研究期間：2年間 研究費：3,000万円以内/年 テーマ数：12テーマ 目標：技術確立の目途 (TRL5以上) | | ① 新規研究を採択し研究実施 ② フォローアップに移行 ③ 研究を継続 (研究期間：2年間、 研究費：上限3,000万円/年、目標：製品化 (TRL7相当以上)) | |
| ハンズオン支援 | ・フラウンホーファー研究機構(独)、台湾工業技術研究院(ITRI)(台)などのグローバルな信用度、専門性を有する事業化・製品化の世界的な橋渡し支援機関等の第三者機関による技術的調査、市場の見極め等の支援 ・研究テーマ採択スタートアップ等によるSTATION Ai実施プログラムへの参画等連携 | | | |

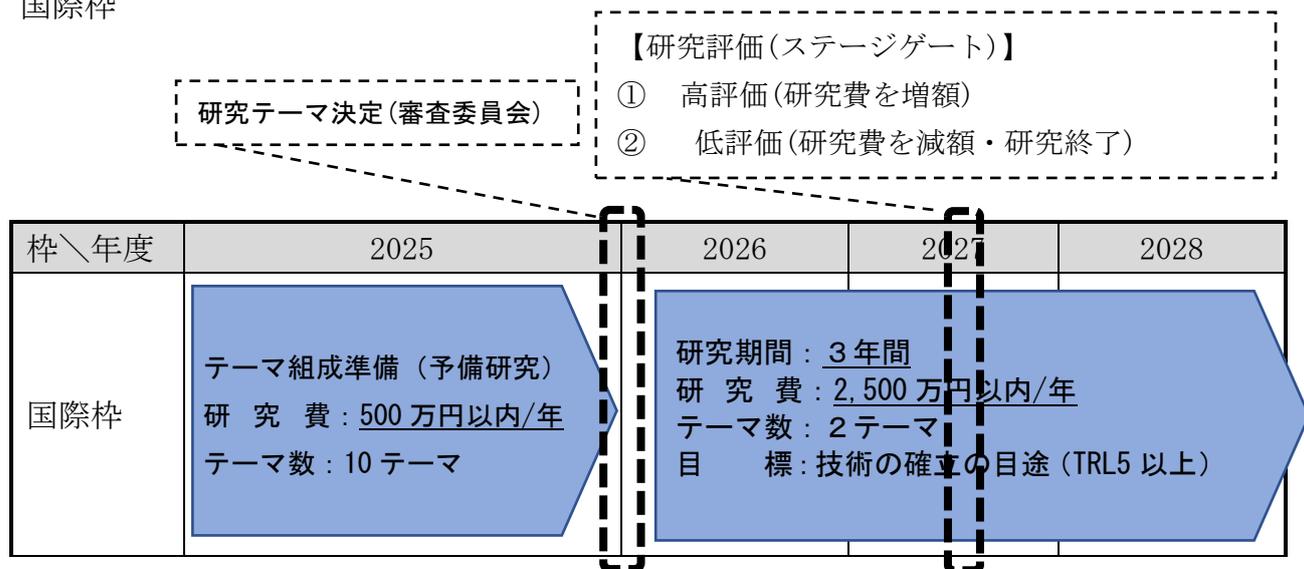
イ 実用枠

【研究評価(ステージゲート)】

- ① 高評価(研究費を増額)
- ② 低評価(研究費を減額・フェードアウト)

| 枠\年度 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 |
|---------|--|------|---------------------------|------|
| 実用枠 | 研究期間：4年間 研究費：1億円以内/年 テーマ数：4テーマ 目標：製品化・実用化 (TRL7以上) | | ① 研究費を増額 ② 研究費を減額・研究終了 | |
| ハンズオン支援 | ・フラウンホーファー研究機構(独)、台湾工業技術研究院(ITRI)(台)などのグローバルな信用度、専門性を有する事業化・製品化の世界的な橋渡し支援機関等の第三者機関による技術的調査、市場の見極め等の支援 ・研究テーマ採択スタートアップ等によるSTATION Ai実施プログラムへの参画等連携 | | | |

ウ 国際枠



(5) 達成目標

研究目標の設定に当たっては、県の産業・技術開発の諸課題に対して裨益(製造品出荷額等の全国シェアの向上)するものであることが前提です。研究テーマの成果の事業化・実用化段階では、県の企業/人材等が主体となる、或いは大きく関与し、製造品出荷額等の全国シェアの向上に資することを想定して目標・計画を設定する必要があります。

応募枠に応じて、テーマ毎に3(4)に記載の「目標」を設定することになります。可能な限り、対象研究分野の業界が有する横断的な課題の解決に資する目標を設定してください。ただし、3(13)ア、イの提言等により目標設定の修正がありうることに御留意ください。

(6) 主たる研究実施場所

知の拠点あいち、県内外の大学、研究開発機関または企業の研究開発拠点等を想定しています。なお、「知の拠点あいちの概要」は別添1を、「研究室の仕様」は別添2を、「実証研究エリアの概要」は別添3を、それぞれ御参照ください。

(知の拠点あいちの研究室をご利用される場合は、条件があります(「(13)ウ」及び別添2参照))

(7) 事業方式

重点研究プロジェクトV期のマネジメント(研究チームが行う研究活動の進捗管理や研究成果の活用促進等を支援する業務、研究経費の執行管理業務及び審査・評価に係る事務業務)等については、県が外部機関(以下、「外部委託機関」という)に委託します。

重点研究プロジェクトV期へ参画する共同研究チームの構成員は、外部委託機関との間で別添4「共同研究契約書ひな形(企業用)、(大学等用)」に基づき、共同研究契約を締結していただきます。

(8) 研究経費

1 研究テーマ (= 1 研究チーム) あたりの研究経費は、応募枠によって異なり、挑戦枠 (上限 3,000 万円以内/年)、実用枠 (上限 1 億円以内/年)、国際枠 (初年度上限 500 万円以内/年、2 年目以降は上限 2,500 万円以内/年) です (ただし、自己負担金は除く。)

なお、研究経費の額は、テーマ審査後の採択時に通知します。また、執行主体、対象経費及び自己負担金については、以下のとおりです。

ア 執行主体

研究経費は、外部委託機関又は研究参画機関である企業・大学・研究開発機関等が執行します。

イ 対象経費 (企業、大学等共通)

執行できる対象経費の区分は、次のとおりです。詳細は、別添 5 「重点研究プロジェクト V 期 経費区分」を御参照ください。

- ① 設備備品費^{※4,5}・試作品費
- ② 人件費 (任期付き研究員費、研究補助員費 (事務補助員含む) など)
- ③ 業務実施費 (消耗品費、旅費、諸謝金、雑役務費など)
- ④ 事務負担金 (①～③の合計額の 10% (大学等は 20%) を上限にした間接経費の費用)

※4 取得価格 10 万以上かつ使用可能期間が 1 年以上のもの。汎用品を除く。

※5 支給研究費で取得した備品・試作品は原則愛知県の資産となるため、支給研究費と自己負担金を混ぜて備品等を購入しないでください。

なお、本事業に伴い取得した設備備品・試作品については、原則、愛知県の所有物となり、実施期間終了後は、研究参画機関による継続研究や、県研究開発機関によるフォローアップ研究及び技術支援など、県が活用方法を決定します。

(9) 研究費自己負担分 (マッチングファンド) (表 5 を参照ください。)

- ・ 研究目標の達成に向け、産業界と協調・連携する体制を構築する仕組みとして、実用化に近く、専ら企業の競争力強化に資するものに対し、原則、参画企業にマッチングファンドを求めます。
- ・ 挑戦枠は、研究終了時の目標が TRL5 の場合、年度ごとに、任意の率の負担^{※6}を求めます。目標が TRL6 以上の場合、年度ごとに支給研究費と同額の負担を求めます (参画企業が複数の場合、各社の合計額で計算)。ただし、3 (13) アのハンズオン支援の積極的な活用を希望表明する場合、その支援が実用化に資することを考慮し、支給研究経費の 1/2 以上の負担とします。計算に当たって中堅・中小企業の負担は 2 倍換算とし、スタートアップ^{※7}には負担を求めません。スタートアップ 1 社参画につき、1,000 万円を上限に負担額を減額して計算することができます。
- ・ 実用枠は、前半 2 年目末のステージゲートまでの目標を設定し、それが TRL5 以下又は TRL6 以上の場合に応じて、上記挑戦枠と同様の扱いとしま

す。ステージゲート通過後の後半2年については、目標がTRL7以上のため、挑戦枠におけるTRL6以上の場合に同じとします。

- ・ 国際枠は初年度の自己負担は免除します。2年目以降採択の場合、挑戦枠と同様とします。
- ・ なお全ての枠において、実用化に近いものの「専ら企業の競争力強化に資するもの」ではなく、「地方自治体等の公共により実用化を図るもの」については、マッチングファンドは求めません。ただし、地方自治体等において非金銭的なものも含め実用化に向けた政策面での貢献を行うこととし、例えば研究終了後の予算化の検討、活用のための制度改正などの予定を地方自治体等と調整の上、計画することとします。また、実用化に当たって公共と民間の連携した取組が求められる場合、その割合を考慮のうえ、マッチングファンドの負担と地方自治体等の貢献を計画することとします。
- ・ 目標のTRLについてはステージゲート等での評価・判断によって、当初計画や研究チームの自己評価と異なることがあり得ます。その場合事業評価委員会の評価等に従うこととします。

※6 直接研究に関わるもので、人件費・謝金、旅費、物品費(保有品の利用分に応じた金額可)、バックグラウンド知的財産(プロジェクト参画前から保有していた知的財産権(以下、知財という)及び参画によらず取得した知財権)費等のうち支出を証明できるものが対象。計算の際、大学・企業等の間接部門で消費される経費は除外する。

※7 スタートアップとは、中小企業又は個人事業者で、最先端技術や新ビジネスモデルの活用により急成長を目指す原則、創業10年未満の事業者。ただし、公的機関の事業に基づいてスタートアップと認定されているもののみ、10年以上でもスタートアップとする。

表5 マッチングファンドについて

| | |
|-----|---|
| 全般 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中堅・中小企業の負担は2倍換算して自己負担額とする ・ スタートアップ1社参画につき、自己負担額を1,000万円減免 ・ ハンズオン支援の積極的な活用を希望表明する場合は、支給研究費の1/2以上の自己負担を求める。 ・ 実用化に近いものの「地方自治体等の公共により実用化を図るもの」は自己負担を求めない。 |
| 挑戦枠 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標がTRL5の場合は、年度ごとに任意の率の自己負担を求める。 ・ 目標がTRL6以上の場合は、年度ごとに支給研究費と同額以上の自己負担を求める。 |
| 実用枠 | <ul style="list-style-type: none"> ・ (前半(2025~2026年度)の)目標がTRL5の場合は、年度ごとに任意の率の自己負担を求める。 ・ (前半(2025~2026年度)の)目標がTRL6以上の場合は、年度ごとに支給研究費と同額以上の自己負担を求める。 ・ 後半(2027~2028年度)は、年度ごとに支給研究費と同額以上の自己負担を求める。 |

国際枠

- ・1年目(2025年度)は、自己負担を求めない。
- ・2年目以降(2026～2028年度)採択の場合は、「挑戦枠」と同様の自己負担を求める。

(10) 研究チーム体制**ア リーダーの設置**

研究テーマを実施する研究チームには、「研究リーダー」(産学行政いずれも可)を1人置くとともに、研究開発目標である開発ターゲットごとに「事業化リーダー」(企業のみ。複数可)を置き、研究チームを主宰して、適切かつ効率的な研究開発の実施を図ります。

イ 海外機関(大学等)の参画

- ・当該海外機関の参加が研究開発の推進上必要又は有益な場合、研究チームへの参画を可能とします。
- ・その場合、海外機関は、外部委託機関と共同研究契約を締結するのではなく、国内大学又は県内企業と重点研究プロジェクトにおける当該研究テーマの研究活動の実施について契約等を締結することにより、当該国内大学・県内企業が参画する当該研究テーマに参画することとします。
- ・なお、国際枠については、3(4)※3に従ってください。

(11) 知的財産(以下、知財という)に関すること**ア 知財委員会について**

- ・各研究チーム内に、研究成果に関する論文発表及び知財の権利化・秘匿化・公表等の方針決定のほか、当該研究チーム内の参画機関間の秘密保持契約の締結にかかる調整、締結状況の確認、参画機関間の情報共有、必要に応じ知財権の実施許諾に関する調整を行うために、研究リーダーの所属機関等に「チーム内知財委員会」を置くこととします。
- ・チーム内知財委員会の詳細な運営方法は、各研究チームの参画機関において協議によりこれを定めます。
- ・外部委託機関内に知財委員会を置き、各研究チームにおける研究成果に関する論文発表及び知財の権利化・秘匿化・公表等の方針決定等のほか、当該研究チーム内の参画機関間の秘密保持契約の締結にかかる調整、知財権の実施許諾に関する調整等にかかる総合相談窓口とします。
- ・知財委員会は、原則として外部委託機関、専門家(弁護士・弁理士)等から構成します。
- ・チーム内知財委員会は、外部委託機関内の知財委員会に対して、定期的(1回程度/年)に各研究チームの秘密保持契約の締結状況や、重点研究プロジェクトV期の成果である知財権保持状況及びチーム内知財委員会の活動状況等についての報告(知財委員会への報告はチーム内知財委員会が行いますが、同時に複数の研究チームにより実施する場合があります)を行うほか、随時、各研究チーム内での知財権等にかかるトラブル等について相談すること

とします。

- ・国際枠の採択チームのチーム内知財委員会は、初年度に海外大学との連携の内容・方法について経済安全保障の点から、問題がないかどうかを議論し、外部委託機関内の知財委員会に報告することとし、知財委員会は当該報告内容を、審査委員会に報告するものとする（2年目以降の継続可否の審査において、審査委員会は当該報告を参考とする）。

イ 知財及び知財権に関する取り決め

- ・各研究チームにおいて、秘密保持、バックグラウンド知財権（研究リーダーや事業化リーダー、各研究チームの参画機関が、プロジェクト参加前から保有していた知財権及びプロジェクト参加後に重点研究プロジェクトの事業費によらず取得した知財権）、フォアグラウンド知財権（プロジェクトの中で重点研究プロジェクトの事業費により発生した知財権）の扱いについて、チーム内知財委員会での検討を経て各研究チーム内の参画機関間で契約等により定めておくこととします。

ウ バックグラウンド知財権の実施許諾

- ・各研究チーム内で他者へのバックグラウンド知財権の実施許諾は、知財の権利者が定める条件あるいは参画機関間の合意に従い、知財の権利者が許諾可能とします。

エ フォアグラウンド知財権の取扱い

- ・フォアグラウンド知財権は、原則として産業技術力強化法第17条第1項を適用し、発明者の所属機関に帰属させることとします。
- ・知財の権利者に事業化の意志が乏しい場合、チーム内知財委員会は、積極的に事業化を目指す者による知財権の保有、又は積極的に事業化を目指す者への実施権の設定を推奨することとします。

オ フォアグラウンド知財権の実施許諾

- ・各研究チーム内のその他参画機関へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、知財の権利者が定める条件あるいは参画機関間の合意に従い、知財の権利者が許諾可能とすることとします。
- ・第三者へのフォアグラウンド知財権の実施許諾は、研究チーム参画機関よりも有利な条件にはしない範囲で知財の権利者が定める条件に従い、知財権者が許諾可能とします。なお、実施権設定・移転承諾を行う場合には、チーム内知財委員会は、外部委託機関内の知財委員会に意見を求めるとともに、その結果をもって、外部委託機関を介して愛知県に事前承認を申請することとします。
- ・知財の権利者の対応が重点研究プロジェクトの推進（研究開発のみならず、成果の実用化・事業化を含む）に支障を及ぼすおそれがある場合、チーム内知財委員会は、外部委託機関内の知財委員会に相談し、外部委託機関内の委員会における審議結果をもって調整し、合理的な解決策を得ることとします。

カ フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転の承諾

- ・産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール条項）第1項第4号に基づき、フォアグラウンド知財権の移転、専用実施権の設定・移転に当たっては、チーム内知財委員会は、外部委託機関内の知財委員会に意見を求めるとともに、その結果をもって、外部委託機関を介して愛知県に事前承認を申請することとします。
- ・合併等に伴う知財権の移転等の場合等には、知財の権利者はチーム内知財委員会を介して、外部委託機関内の知財委員会に意見を求めるとともに、その結果をもって、外部委託機関を介して愛知県に事前承認を申請することとします。

キ 大学・研究開発機関と雇用関係のない学生が発明者となる場合

大学・研究開発機関は、研究の実施に伴い発生するフォアグラウンド知財権が研究開発機関に帰属する旨の契約を同機関における研究参加メンバーと取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に同機関と雇用関係のない学生が研究メンバーとなる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知財権が同機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知財権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。また、当該知財権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に、チーム内知財委員会を介して、外部委託機関内の知財委員会に意見を求めるとともに、その結果をもって、外部委託機関を介して愛知県に事前承認を申請します。

(12) 研究チームの責務

採択された研究チームは、研究開発の推進にあたり、以下の責務を負うものとしします。

- ア 研究開発の実施にあたっては、外部委託機関の指示に従うこと。また、採択通知受領後、速やかに外部委託機関と共同研究契約を締結すること。
- イ 研究リーダー又は事業化リーダーが主宰して研究に従事する者などから構成される会議等を適宜開催し、研究進捗等に係る情報の共有化や密接な連携を図ること。
- ウ 研究成果のプレスリリースなど、積極的な情報発信を行うこと。
- エ あいち産業科学技術総合センターの高度計測分析機器や（公財）科学技術交流財団あいちシンクロトロン光センターの施設など、「知の拠点あいち」における設備の積極的な活用に努めること。
- オ 自己評価を行うとともに、ステージゲートでの研究評価に際して、研究リ

ーダーが窓口となって評価資料の作成や成果の説明等を行うこと。

カ 研究評価結果を事業に反映し、実施体制等の強化に努めること。

キ 実施期間終了後においても、開発された試作品や新技術の地域への普及について、県や外部委託機関と積極的に連携し、事業成果の最大化に努めること。

ク 実施期間中及び実施期間終了後の一定期間(3年間)、試作品、製品、特許、売上・経済効果等について、定量的な管理・把握を行い、県の求めに応じ報告すること。

ケ 研究チームは外部委託機関による経理調査や、県の会計検査等に対応する義務があります。会計検査等により、県や外部委託機関が指摘する場合は、研究費の支払方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

コ 外部委託機関の事業縮小が求められる場合や、県における予算措置の状況に変化が生じる場合には、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、県が実施する研究評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと県及び外部委託機関が協議して判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。大学・研究開発機関及び企業等は、これらの措置に従う必要があります。

サ 特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、任期を研究期間の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

シ 海外機関の参画がある場合、国内大学・県内企業が外部委託機関との共同研究契約に基づいて実施する研究開発活動の一環として、海外機関が研究活動を実施する際の、海外大学・研究開発機関から招へいした者への旅費・滞在費の支払い、海外機関への研究委託費等の経費執行に対応してください（当該国内大学等において、外国為替及び外国貿易法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制が整備されていることを前提とします。本誓約書提出までに同体制が整備されていない場合には、当該国内大学・企業は、本提案研究テーマを通じて取得した貨物及び技術もしくは本提案研究テーマを活用して既に保有している貨物及び技術について、外国為替及び外国貿易法第55条の10第1項に規定する「輸出等」を行うこと、又は本提案研究テーマ終了のいずれか早い方までに、同項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を整備するものとします）。

(13) 応募に係る留意事項

ア ハンズオン支援

- ・ 挑戦枠、実用枠の全ての採択テーマは支援を希望しないと表明したテーマを除き、原則、第三者機関(フラウンホーファー研究機構(独)(FhG)または、台湾工業技術研究院(台)(ITRI))による支援の選定対象となります。第三者機関等の選定に基づき、実用枠を優先に10件程度が選ばれます。
- ・ 支援内容は、海外類似例と比較した技術的調査/優位性調査、成果目標・適用市場等に対する提言、市場現地調査等を想定しています。この支援の趣旨は、研究成果の事業化のスピードアップまたは効果最大化のためであり、研究チームは、原則、当該支援を受け入れ、協力し、その結果(調査、提言等)を採択期間中に最大限活用することとします(研究計画の修正含む)。
- ・ 第三者機関による選定は、採択テーマの提案書(パワーポイント資料)を公開可能な情報に修正したもの(英訳)にて行われます(必要に応じヒアリングあり(逐次通訳付))。
- ・ この支援は、最速で2025年度夏頃から開始します。方法はオンラインミーティング、現地(海外・国内)調査等により行われます。なお、通訳、海外渡航に係る経費は研究費で計上する必要はありません(外部委託機関負担)。
- ・ この他、第三者機関や評価委員会からの助言に基づき、国内コンサルタント等による上記支援の国内版を行うことがあります。
- ・ 第三者機関の活用事例は、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)最終結果報告書を参照してください。
(<https://www.qst.go.jp/uploaded/attachment/36459.pdf>、56ページ以降を参照)。

イ ステージゲート等

- ・ 全ての採択テーマは、ステージゲートで評価委員会の研究評価を受けます。この評価・助言は、第三者機関と当該委員会委員が情報交換した上で行うものであり、研究チームは誠実に対応すること。

ウ「知の拠点あいち」の研究室の提供

- ・ 研究チームに属するスタートアップが希望する場合は、抽選により研究期間を限度として研究室(原則1室/社)が提供されます(賃借料無料、但し、研究員等の常時滞在(※)が前提)。
- ・ スタートアップ以外でも研究員等の常時滞在を条件に研究室が提供される場合があります。
- ・ 研究室等の原状復帰、設備備品の処分等は利用者自身でお願いいたします。
※年間通して4日以上/週を想定

エ「知の拠点あいち」の実証研究エリアの提供

- ・ モノづくり技術の研究開発拠点である「知の拠点あいち」敷地内に、実証研究エリアを整備し、実証研究の場を提供しており、本プロジェクトへの参画

チームの希望を受けて、事前調整により無償で貸し付けます（調整によっては貸付できない場合があります）。

オ STATION Ai (日本最大級のスタートアップ施設(名古屋市昭和区))との交流
・ 研究成果の事業化・高度化等の機会として、STATION Ai の会員(スタートアップ)と研究チームとの交流等を行う予定です。研究チームは積極的に参加してください。

4 公募の概要

(1) 応募資格

応募者は、以下に示す企業、大学、研究開発機関等により構成される研究チームとし、構成機関のうち、研究チームを代表する代表機関が応募するものとしします。

<企業>

- ・ 民間企業（営利目的の法人又は個人事業者）

<大学>

- ・ 大学及び大学共同利用機関法人、海外大学

<研究開発機関等>

- ・ 国・公立試験研究機関、国立研究開発法人、独立行政法人、医療法人、社会福祉法人、特殊法人及び認可法人、海外公的研究開発機関
- ・ 一般社団・財団法人若しくは公益社団・財団法人
- ・ 特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項の規定により認証を受けた特定非営利活動法人

また、研究チームを構成するいずれの機関も、以下のアからオの全てに該当しないことが必要です。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当する者
- イ 次の申立てがなされている者
 - (ア) 破産法に基づく破産手続開始の申立て
 - (イ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て
 - (ウ) 民事再生法に基づく再生手続の申立て
- ウ 県から現に入札参加資格停止措置を受けている者
- エ 法人税及び地方税を滞納している者
- オ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結) に基づく排除措置の対象となっている者

(2) 応募者の構成

企業（県内1社以上含む）及び、県内外（海外含む）大学・研究開発機関で構成される産学連携による研究チーム。ただし、挑戦枠には県内中堅又は中小企業を必ず含んでください。また、研究チームに「研究リーダー(産学いずれも可)」と「事業化リーダー(産のみ)」を置いてください。公共による実用化あるいは実用化に当たって公共と民間の連携した取組を前提とした開発ターゲットを設ける場合に限り、事業化リーダーを「産学官のいずれも可」とします。

※愛知県内企業、中堅企業、中小企業等の定義については別添6を参照

(3) 応募条件

応募条件は、以下のア及びイを満たすこととします。

なお、採択後に応募条件を満たさないこと又は提案内容に虚偽があることが発覚又は疑義が生じた場合には、採択の取消し又は研究経費の減額とすることがあります。

ア 研究リーダー又は事業化リーダーに選定された者が応募できる研究テーマは、1件に限ること。

イ 応募する研究テーマと同一又は類似の研究開発内容が、応募までの時点において、国等の競争的資金や地方公共団体の補助金等に採択されていないこと。なお、他の事業に申請中で採択が確定していない場合は、様式1に記入してください。

(4) 採択件数

2025年度の採択件数は、挑戦枠12件、実用枠4件、国際枠10件の合計26件程度（審査状況や研究費との関係により変動あり）とします。

(5) 研究テーマ提案書（挑戦枠、実用枠）

応募にあたっては、研究テーマ提案書（様式1）、パワーポイント資料（23枚以内）（様式2）等を作成し、提出してください。

また、パワーポイント資料には以下の項目を記入してください。

なお、どのような研究内容、ビジネスプラン・実用化等に展開できるかという視点からも記入してください。

| No | ページ数 | 項目 |
|----|--------|--|
| 1 | 1ページ | 表紙 |
| 2 | 1ページ | 全体図 体制、背景・課題・研究テーマ、目標、手段、展望 |
| 3 | 最大2ページ | 開発体制・役割分担 |
| 4 | 最大2ページ | 研究テーマの背景・課題（このテーマを実施する必要性、一企業では解決できない業界横断的なテーマである理由） |
| 5 | 最大2ページ | 世の中の最新の取組状況・ベンチマーク・目標設定 |

| | | |
|----|--------|--|
| 6 | 最大2ページ | 武器となる研究シーズ・国際優位性・保有特許 |
| 7 | 最大2ページ | 研究シーズの活用目的（何をどのように解決するか） ※シーズを活用して実施する目標達成のための研究内容、課題解決手法の革新性を含め記入してください。 |
| 8 | 最大2ページ | ロードマップ（年度ごとの研究項目） |
| 9 | 最大2ページ | 目標（実施期間終了時に何が出来るのか(全てのターゲット)、現状、中間時点、終了時点での目標達成の見込み、技術の将来展望） |
| 10 | 最大2ページ | 全ての参画企業における以下時点のビジネスプラン(売上見込みを含む)（7ページ（6）達成目標） 開発ターゲットごとに終了時の成果、1年後、3年後、5年後についてを記入してください。 |
| 11 | 1ページ | 狙うべき市場とそのアプローチ |
| 12 | 1ページ | 県産業への貢献 |
| 13 | 1ページ | 人材育成（研究者・技術者） |
| 14 | 1ページ | 資金の活用（県研究費の主な使途、自己負担の見込み） ※年度ごとの必要経費は極力平準化して計画してください。 |
| 15 | 1ページ | まとめ（提案者の公約） |

（6）組成準備計画書（国際枠）

応募にあたっては、組成準備計画書（様式7）、パワーポイント資料（13枚以内）（様式8）等を作成し、提出してください。

また、パワーポイント資料には以下の項目を記入してください。

なお、海外大学を参画させることで、どのような研究内容、ビジネスプラン・実用化等に展開できるかという視点からも記入してください。

| No | ページ数 | 項目 |
|----|--------|---|
| 1 | 1ページ | 表紙 |
| 2 | 1ページ | 全体図 開発体制・役割分担、背景・課題・研究テーマ、目標、手段、展望 |
| 3 | 最大2ページ | 研究テーマの背景・課題（このテーマを実施する必要性、一企業では解決できない業界横断的なテーマである理由） |
| 4 | 最大2ページ | 世の中の最新の取組状況・ベンチマーク・目標設定 |
| 5 | 最大2ページ | 武器となる研究シーズ・国際優位性・保有特許 |
| 6 | 最大2ページ | ロードマップ（年度ごとの研究項目） |
| 7 | 1ページ | 県産業への貢献 |
| 8 | 1ページ | 人材育成（研究者・技術者） |
| 9 | 1ページ | 資金の活用（県研究費の主な使途、自己負担の見込み） ※2年度目以降は、年度ごとの必要経費は極力平準化して |

| | |
|--|-----------|
| | 計画してください。 |
|--|-----------|

(7) 公募スケジュール

公募から採択までに係るスケジュール（予定）は、次のとおりです。

| | |
|------------------------|--|
| 2025年2月18日（火）～3月21日（金） | 公募期間 |
| 2月25日（火）～3月14日（金） | 公募概要説明（オンデマンド配信） （詳細は27ページを御参照ください。） |
| 3月下旬～4月下旬（18日）※ | 審査前ヒアリング（全提案書類） |
| 5月上旬 | 一次審査 |
| 5月中旬 | 採択テーマ内示（挑戦枠、国際枠） （代表機関（研究リーダー）あてに結果通知） |
| 5月中下旬 （日時詳細は決定次第更新） | ヒアリング審査※（一次審査通過案件（実用枠）のみ） ※ ヒアリングの発表内容は、提出した資料等によるものとします。 ※ 審査日は一次審査結果通知後から期間がありませんので、御注意ください。 |
| 5月28日（水） | 実用枠採択テーマ内示 （代表機関（研究リーダー）あてに結果通知） |
| 6月3日（火） | 採択テーマ公表・通知 |
| 6月上旬～ | 研究活動開始、ハンズオン支援先の選定開始（パワポ(英語)等を外部委託機関に提出。必要に応じ、オンラインミーティングによる直接ヒアリングあり） |
| 7月 | ハンズオン支援先決定 |
| 8月～ | ハンズオン支援開始 |

※ 審査前ヒアリングは提案書の提出次第行う場合もあります。

(8) 公募要領の配付

本公募要領や提出する書類等については、公募期間内に、県産業科学技術課のWebページからダウンロードしてください。

(9) 公募に関する質問の受付

本公募要領に関する質問については、所属機関、氏名を記入のうえ、26 ページ「8 問合せ先」に、2025年3月14日（金）までに、電子メールにて提出してください。

その際、件名には「重点研究プロジェクトV期公募に関する質問（機関名）」と記入してください。

提出された質問に対する回答については、2025年3月17日（月）までに随時、機関名等を伏せて、県産業科学技術課のWeb ページに掲載します。

(10) 提案書等の提出

提出する書類一式（以下、「提案書等」という。）については、以下の受付期間及び方法にて提出してください。

ア 受付期間

2025年2月18日（火）から3月21日（金）正午まで

イ 提出方法

以下の県Web ページ「あいち電子申請・届出システム」にて、「知の拠点あいち重点研究プロジェクト5期の公募」と検索し、同システムにより提出※してください（持参・郵送・メールは不可）。

https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_initDisplay.action

※ 提出する際には、1ファイルにまとめ、zip形式に圧縮（20MB以下）してください。

※ 提案書等への押印は必要ありません。

※ 提案書等の不備・不足がないよう確認の上、提出してください。

ウ 提出書類（挑戦枠・実用枠）

(ア) 「知の拠点あいち重点研究プロジェクトV期」研究テーマ提案書（様式1）

(イ) パワーポイント資料※ （様式2）（23枚以内）

(ウ) 誓約書 （様式3-1（国内機関用）、3-2（海外大学・研究開発機関用））（参画する全ての機関分）

(エ) 参画企業概要 （様式4）（参画する全ての企業分）

(オ) 研究リーダーの経歴・実績（様式5）

(カ) 事業化リーダーの経歴・実績（様式6）

エ 提出書類（国際枠）

(ア) 「知の拠点あいち重点研究プロジェクトV期」組成準備計画書（様式7）

(イ) パワーポイント資料※ （様式8）（13枚以内）

(ウ) 誓約書 （様式9-1（国内機関用）、9-2（海外大学・研究開発機関用））（参画する全ての機関分）

(エ) 参画企業概要 (様式 10) (参画する全ての企業分)

(オ) 研究リーダーの経歴・実績 (様式 11)

※(「ウ」、「エ」共通) パワーポイント資料は、以下のとおり作成してください。

- ・1 スライドA 4 版ヨコ
- ・原則、文字サイズは 12 ポイント以上 (図表等はこの限りではない)
- ・スライド番号を記入
- ・様式に表記してある斜体文字は削除

オ その他

提案書等については、本公募に係る審査以外の目的には使用しません。
また、変更及び返却には応じません。

提案書等の提出後において、外部委託機関等による提案内容についての審査前ヒアリングを実施します(3月下旬~4月中旬)ので、研究リーダー等にご対応ください。必要に応じ、追加説明資料を求めることや事業内容に関する聞き取りを行うことがあります。

なお、提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を26ページ「8 問合せ先」あてに持参又は郵送にて提出してください。

(11) 審査及び採択通知

提出された提案書等に基づき、以下のとおり審査を行い、研究テーマを決定します。

ア 審査方法について

県は産学行政の有識者・学識者で構成する「重点研究プロジェクトV期研究テーマ審査委員会(第三者の審査委員会)」を設置し、その審査結果を踏まえて、採否を決定します。採択後、審査委員会は事業評価委員会へ移行します。

なお、審査は非公開で行い、審査に関わる者は、一連の選考で取得した一切の情報を第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意義務を持って管理すること等の秘密保持を遵守します。なお、審査の経過や審査状況に関する問い合わせには応じません。

イ 審査の流れ

① 審査前ヒアリング

提案いただいたテーマについて、外部委託機関等によるヒアリングを行います。一次審査の参考資料としてヒアリング結果を審査委員に送付します。

② 一次審査(書面)

研究テーマ審査委員会が提案書類を審査し、挑戦枠及び国際枠の採択テーマを決定します。また、実用枠については、二次審査の対象となる提案を選考します。

③ 二次(ヒアリング)審査(実用枠のみ)

一次審査通過テーマについて、研究テーマ審査委員会がヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査には応募者（研究リーダー）本人が出席して下さい。なお、日本語での面接を原則とします。

④ 選考結果の通知・公表

一次審査の結果は、選考の対象となった全ての応募者に通知します。二次審査の対象となるテーマは、通知に併せて二次審査の実施要領・日程等を連絡します。なお、形式選考で不備があった応募者についても、その結果を通知します。二次審査の結果は、二次審査の対象となった全ての応募者に通知します。併せて、採択された研究テーマについては、その研究テーマ名、研究リーダー、事業化リーダーの氏名・所属機関名、概要をホームページ等で公表します。ただし、研究開発責任者の氏名・役職名・所属部署名の公表については、所属機関にとって事業推進上支障がある等の場合に限り、申請書上の研究リーダーが所属する部署あるいは機関の代表者の氏名等をもって代えることができることとします。不採択となった応募提案に対しては、その理由を後日応募者に通知します。なお、応募があったこと等を含め、その内容を応募者以外に一切公表しません。

ウ 審査に当たっての評価項目

- (ア) 研究開発内容の妥当性・優位性
- (イ) 目標の明確性・先進性
- (ウ) 本県産業への貢献度、人材の育成観

エ 審査結果の通知、公表

審査結果は、2025年6月3日（火）までに、応募のあった全ての研究チームの代表機関（研究リーダー）あてに文書にて通知します。ただし、結果についての異議申立ては受け付けません。また、採択した研究テーマの概要は公表します。

オ 審査における利益相反について

構成で透明な評価を行う観点から、研究リーダー・事業化リーダー（以下、「研究リーダー等」）に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。

- a. 研究リーダー等と親族関係にある者
- b. 研究リーダー等と大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において、同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者
- c. 研究リーダー等と緊密な共同研究を行う者（例えば、共同研究プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案書の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- d. 研究リーダー等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- e. 研究リーダー等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場におい

- て競争関係にある企業に所属している者
f. その他、県が利害関係者と判断した者
なお、審査委員会の委員は、本公募には応募できません。

5 採択後の研究推進に関して

(1) 研究計画書の作成

採択結果公表後、採択された研究テーマについては、速やかに全体計画書及び年度ごとに研究計画書を作成・提出していただきます。

(2) 共同研究契約

- ・採択後は外部委託機関と各機関の間で共同研究契約を締結していただきます。
- ・外部委託機関が企業及び大学等との共同研究契約が締結できない場合や、各機関において公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該機関では研究が実施できないことがあります。
- ・研究により生じた特許等の知財権は、共同研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を企業及び大学等が遵守すること等を条件として、原則として企業及び大学等に帰属します。

(3) 研究費の管理

研究リーダーは、研究チーム全体の研究費の管理（支出計画とその執行等）を所属機関、及び共同研究開発機関とともに適切に行ってください。

(4) 研究開発に参画するメンバーの管理

研究リーダーは、参画するメンバー、特に本研究費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境、条件に配慮してください。

(5) 研究評価

専門的観点からの技術評価を用いた自己点検を実施し、その結果の報告を参考に、外部の専門家等を招いて行います。ステージゲートにおける研究評価、必要に応じて行う「フォローアップ調査」のほか、必要に応じて年度途中等に評価を行うこともあります。

(6) 研究成果の取り扱い

- ア 国内外での研究成果の発表を積極的に行っていただくことを推奨しますが、県費による研究開発であることから、それに先立つ知財権の取得には十分のご配慮いただきます。
- イ 知財権は原則として、共同研究契約に基づき、所属機関から出願してください。

- ウ 重点研究プロジェクトにおける研究成果を論文・学会等で発表する場合は、必ず「重点研究プロジェクト」の成果である旨を明記して下さい。
- エ 研究開発終了後、一定期間を経過した後におけるフォローアップ調査に関して、各種情報提供やインタビュー等にご対応をお願いいたします。

(7) 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取り組みについて

- ア 公募要項等の要件及び所属機関の規則を遵守すること
- イ 重点研究プロジェクトの研究費は県民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動において不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用等を行わないこと。県の予算措置状況に変化が生じる場合には、契約期間中の契約解除や研究費縮減の措置を行うことがあります。

(8) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- ・大学・研究開発機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究開発機関が当該研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、大学・研究開発機関による組織的な対応が求められます。
- ・日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。
- ・貨物の輸出だけでなく、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・資料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技術訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーなどの技術支援なども含まれます。本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので、留意してください。
- ・また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。
- ・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・経済産業省：みなし輸出管理（上記※2 関連ページ）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/ampo07.html>
- ・経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究開発機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_ji_shukanri03.pdf
- ・経済産業省：大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>
- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・経済産業省：安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>

6 不正使用及び不正受給への対応

実施する研究課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

（1）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、契約の解除・変更を行い、研究費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（2）申請及び参加

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」といいます。)) や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意義務に違反した研究者に対し、不正の程度に応じて、表6のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等を行った研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

（3）不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善良な管理者の注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、外部委託機関において原則公表することとします。

| | | | |
|---|-------------------|--|------|
| 不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者 | 不正使用の程度 | 応募制限期間※3 | |
| 不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1 | 1 個人の利益を得るための私的流用 | 10年 | |
| | 2 1以外 | ①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの | 5年 |
| | | ①及び③以外のもの | 2～4年 |
| | | ③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの | 1年 |
| 偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者 | | 5年 | |
| 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2 | | 善良な管理者の注意義務に違反した研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年 | |

表6 善良な管理者の注意義務に違反した研究者に対する参加資格等の制限措置

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

7 その他

(1) 会計実績報告書及び研究成果報告書等の納期について

- ア 外部委託機関においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- イ 会計実績報告書の提出期限を4月上旬とする。
- ウ 研究成果報告書の提出期限を4月上旬とする。

各研究開発機関は、これらの対応ができるよう、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

(2) 博士課程学生の処遇の改善について

- ・博士後期課程学生について、文部科学省が発行する「教育指導に関するガイドライン」によると、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。
- ・これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。
- ・特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

8 問合せ先

愛知県 経済産業局 産業部 産業科学技術課 科学技術グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 本庁舎2階
電話：052-954-6351 FAX：052-954-6977
URL：<http://www.pref.aichi.jp/san-kagi/kagaku/>
E-mail：san-kagi@pref.aichi.lg.jp

オンデマンド配信による公募概要説明

(1) 配信期間

2025年2月25日（火）から3月14日（金）まで

(2) 配信形式

県産業科学技術課 YouTube サイト（オンデマンド配信）

(3) 内容

研究テーマ公募に関する説明

(4) 視聴方法

2025年2月25日（火）から3月14日（金）までに、以下の県 Web ページ「あいち電子申請・届出システム」にて、検索キーワードで、「知の拠点あいち重点研究プロジェクト5期公募概要説明視聴申込み」と検索し、申請してください。

https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_initDisplay.action

申込み後、申請されたメールアドレスあてに、視聴先等について御連絡します。

(5) 留意事項

- ・オンデマンド配信は視聴期間が限られていますので御注意ください。
- ・公募要領に関する質問の受付は、3月14日（金）までに電子メールにて提出してください。

質問に対する回答は、3月17日（月）までに随時、機関名等を伏せて、県産業科学技術課の Web ページに掲載します。